

重要なお知らせですので、
必ずお読みください。

平成30年度山田地区住居表示整備事業

住居表示のしおり

平成30年6月

山 田 町

はじめに

宅地の引き渡しが行われている山田地区内の嵩上げ地区や、整備の進む国道45号周辺の低地部区域などの区画整理事業区域などについて、平成30年7月30日(月)から新しい住居表示を実施します。

山田地区は昭和39年及び昭和58年に住居表示を実施し現在に至りますが、震災復興土地区画整理事業などにより、道路の位置や街区形成が変わるために、これに合わせて住居表示を振り直ししようとするものです。

これに伴い、住所や事業所などの所在地の表示が変わります。

本書では、「住居表示とは何か」「対象になる区域は」、また「住居表示に伴う手続き」などについてご案内いたします。

住居表示の実施について、皆さんのご理解とご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

目 次

はじめに	1
住居表示とは	2
住居表示による住所の決め方	3
住居表示を振り直す区域（図面）	4
あなたの住所が変わります	5
住所が変わらない方	6
住居表示に伴う手続きなど	7
その他	11

住居表示とは

◆住居表示の目的

住居表示は、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地にある建物に順序よく番号を振り、土地の地番によらない方法で、分かりやすい住所の表示をすることをいいます。

「住居表示に関する法律」は昭和37年に施行されました。この法律は、町名地番が混乱して分かりにくいものとなっている住所の表示を、合理的な分かりやすいものにし、住民の福祉の向上に資することを目的として制定されました。

◆山田町の住居表示

山田町の住居表示は、道路などで町の境界を定め、町名、街区符号及び住居番号で住所を表す方法です。（「街区方式」といいます。）

町の住居表示整備事業は、昭和39年に北浜町、後楽町、中央町、八幡町、川向町及び境田町を、また昭和58年には長崎地区（一丁目～四丁目）を整備し、住居表示を行ってきました。

<住居表示例>

やまだまち	はちまんちょう		
山田町	<u>八幡町</u>	○番	〇〇号
やまだまち	ながさき ちょうめ		
山田町	<u>長崎〇丁目</u>	○番	〇〇号
	↑	↑	↑
町名	街区符号	住居番号	

◆新しい住居表示の実施

今回整備する住居表示は、現在も進められている震災復興土地区画整理事業などにより、道路などの位置や街区形成が変更されたのに合わせて「街区符号」「住居番号」を振り直ししようとするものです。

※「町名」については、現在の名称をそのまま使用します。

※新しい住居表示は、平成30年7月30日（月曜日）から施行されます。

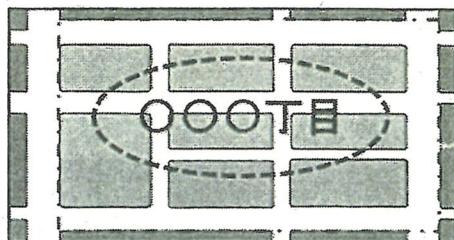
住居表示による住所の決め方

◆町名

町・字の境界は、道路、河川、鉄道、その他恒久的な施設などに沿ったものにし、わかりやすくします。

町名は、現在使っている町名をそのまま使用します。

【例】長崎〇丁目



◆街区符号

道路などで囲まれた区画ごとに「街区」を設定し、順序良く番号を付けます。

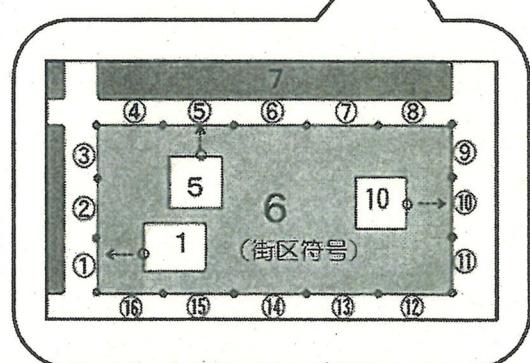
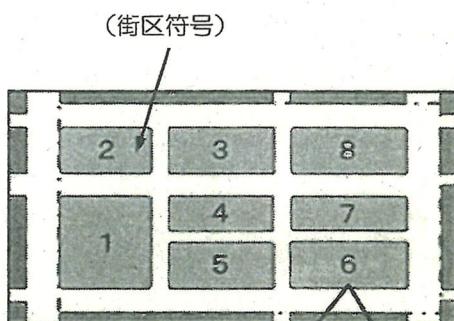
【例】長崎〇丁目6番

◆住居番号

街区の周囲を一定の間隔で区切り、連続した番号（基礎番号）を付けます。

各建物の出入口の位置に設定された基礎番号を用い、周辺の状況に応じて住居番号を付けます。

【例】長崎〇丁目6番1号



◆街区表示板、住居番号表示板

現在地や訪問先がすぐわかるように、各街区の四隅には「街区表示板」を、また、各建物入口には「住居番号表示板」を取り付けます。



街区表示板



住居番号表示板（縦 6cm × 横 12cm）

住居表示を振り直す区域



黄色で示す区域が
住居表示を振り直す区域です。
その他の区域に変更はありません。

【北浜町】
街区符号
5番、6番を欠番

山田湾

【境田町】
街区符号
13番、14番を欠番

【長崎一丁目】
街区符号
13番を新設

S=1/6,000

凡 例	
———	住居表示区域界
———	街 区 線
■ ■ ■	住居表示変更区域
後 楽 町	町 名
⑤	街 区 符 号

【境田町】
街区符号
22番、25番を新設

あなたの住所が変わります

◆住所が変わる区域と該当者

住居表示の実施により、北浜町、中央町、八幡町、川向町、境田町、長崎一丁目、及び長崎三丁目のうち、土地区画整理事業等で道路等が変更された区域（住居表示変更区域）は、住居表示を振り直します。

この区域にお住まいの方や、所在地等がこの区域の会社、法人、組合の住所及び所在地について、町が一括して変更いたします。

※図面『住居表示を振り直す区域』（4ページ）の黄色で示す部分が、住居表示変更区域です。

◆住居表示に伴う手続き

住所の変更に伴い、手続きが必要なもの、不要なものがありますので、「住居表示に伴う手続きなど」（7ページ以降）をご覧ください。

なお、土地区画整理事業区域内の土地の地番は、換地処分後に町が一括して変更登記を行いますので、手続きは不要です。

◆住所が変わらる方のうち、本籍（戸籍）が変わらる方

住所が変わらる方で、住居表示変更区域に本籍を置き、本籍に街区符号をお使いの方は、住居表示の実施に合わせて本籍も変更されます。（手続きは不要です。）

街区符号の例　：　山田町八幡町〇〇番

本籍に土地の地番をお使いの方は、本籍は変更されません。

土地地番の例　：　山田町八幡町〇〇番地〇〇

【参考】

○区域内で所在地が変更となる主な公共施設（変更後の所在地案）

山田町まちなか交流センター　　山田町川向町6番24号

山田町ふれあいセンター及び町立図書館　　山田町川向町7番24号

○山田中央団地にお住まいの方

住所及び住所表記（方書）が、次のとおり変更される予定です。

現在　　山田町川向町20番A-〇〇〇〇号　町営住宅

変更後　山田町川向町　8番A-〇〇〇〇号　山田中央団地

住所が変わらない方

◆現在の住所に変更がない方

山田地区の後楽町、長崎二丁目及び長崎四丁目にお住まいの方、住居表示変更区域以外にお住まいの方は、住所の変更はありませんので、手続きもありません。

◆東日本大震災の被害により仮設住宅等にお住まいの方

住居表示は建物等に住所を付番するため、震災前の住所のまま仮設住宅等にお住まいで、震災前の家屋等がない方については、住所の変更はありません。

住所に変更はないため手続きもありませんが、お住まいの仮設住宅等から住宅再建や公営住宅等に移り住む時点で、転居届出などの住所変更の手続きにより、住所が変更されます。

また、今お住まいの居所や仮設住宅等の住所でも住所変更できますので、住所変更される方は町民課にご相談ください。

◇◇「地番（土地の地番）」と「住居表示」の違いについて◇◇

地番とはその土地を特定するために、土地登記簿上で一筆毎に付けられる番号のこととで、法務局（盛岡地方法務局宮古支局）で定めます。

住居表示は、これまで説明してきたとおり、町名、街区符号及び住居番号で住所を表すもので、町が建物等に付番します。

このため、建物が無い土地には付番されません。

なお、住居表示の実施区域以外の住所の表記は、土地登記の地番を使用しています。（住居表示の実施区域については、2ページ◆山田町の住居表示をご覧ください。）

住居表示に伴う手続きなど

◆住所変更に伴う各種手続きのお願い

平成30年7月30日（月曜日）から新たな住居表示が施行されます。

これに合わせて、住所や本籍が変更となる方には、住居表示証明書を郵送いたします。

住居表示証明書は、住居表示が施行された後、住所及び所在地の変更手続きの際に必要となる証明書です。（証明書は再交付できます。（無料））

町で新住所に書き換えるもの除いては、各自で住所変更の手続きをお願いします。

（1）住所変更の手続きが不要なもの

項目	担当課 (内線番号)	説明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録票 戸籍簿、戸籍の附票	町民課 (122、 124)	町で新住所に書き換えます。 (変更届等は不要です。)
国民年金加入者 国民年金受給者 厚生年金受給者	町民課 (123)	手続きは原則不要です。
国民健康保険 被保険者証 限度額認定証 一部負担金等免除証明書 特定疾病療養受療証 高齢受給者証	町民課 (131、 132)	町より新しい住所を記載した保険証等を郵送します。（変更届等は不要です。） それまでは、今までの保険証等をご使用いただき、新しい保険証等が届きましたら、古いものは破棄してください。
後期高齢者医療 被保険者証 限度額認定証 一部負担金等免除証明書 特定疾病療養受療証	町民課 (132)	町より新しい住所を記載した保険証等を郵送します。（変更届等は不要です。） それまでは、今までの保険証等をご使用いただき、新しい保険証等が届きましたら、古いものは破棄してください。

医療費助成の受給者証 (自立支援を除く)	町民課 (133)	町より新しい住所を記載した受給者証を郵送します。(変更届等は不要です。) それまでは、今までの受給者証をご使用いただき、新しい受給者証が届きましたら、古いものは破棄してください。
介護保険 被保険者証 負担割合証 負担限度額認定証 利用料免除認定決定書	長寿福祉課 (135)	町より新しい住所を記載した保険証等を郵送します。(変更届等は不要です。) それまでは、今までの保険証等をご使用いただき、新しい保険証等が届きましたら、古いものは破棄してください。
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	税務課 (111)	手続きは原則不要です。
固定資産	税務課 (113)	町での手続きは原則不要です。 登記簿の所有者などの住所変更は、管轄の法務局をご確認ください。

(2) 皆さんに住所変更の手続きを行っていただく主なもの

【町役場で変更手続きを行っていただく主なもの】

平成30年7月30日（月曜日）から手続きできます。

証書・カード等	担当課 (内線番号)	説明
マイナンバーカード 通知カード（マイナンバー） 住民基本台帳カード	町民課 (127)	<p>町民課までお越しのうえ、変更手続きをお願いします。</p> <p>※持参いただくもの カードと印鑑 マイナンバーカード及び住民基本台帳カードは、登録者本人がカードを持参しあげしください。（住所変更には暗証番号が必要です。） 通知カード持参の場合は、世帯の代表者が世帯全員分を住所変更できます。（運転免許証をご持参ください。）</p>
パスポート	町民課 (124)	<p>ご自身で緊急連絡先の住所を二重線で引き、余白部分に新住所をご記入ください。（来庁は不要です。）</p>
障害者手帳（身体、療育、精神） 自立支援医療（精神通院）受給者証 特別児童扶養手当証書	長寿福祉課 (151)	<p>長寿福祉課までお越しのうえ、変更手続きをお願いします。</p> <p>※持参いただくもの 手帳、証書等の原本、印鑑、住居表示証明書、マイナンバーカード又は通知カード</p>
児童扶養手当証書	健康子ども課 (601)	<p>健康子ども課までお越しのうえ、変更手続きをお願いします。</p> <p>※持参いただくもの 証書の原本、印鑑、住居表示証明書</p>

【町役場以外で変更手続きを行っていただく主なもの】

平成30年7月30日（月曜日）から手続きできます。

住所変更が必要なもの	お問い合わせ先
商業登記簿 本店・支店の所在地や代表者の住所の変更	盛岡地方法務局 ☎ 019-624-1141
土地・建物登記簿 所有者や抵当権者等の住所の変更	盛岡地方法務局宮古支局 ☎ 0193-62-2337
郵便貯金や保険等の証書	山田郵便局 ☎ 0193-82-4136
自動車運転免許証	岩手県沿岸運転免許センター ☎ 0193-23-1515
普通自動車等の車検証	岩手運輸支局（登録部門） ☎ 050-5540-2010
軽自動車等の車検証	軽自動車検査協会岩手事務所 ☎ 019-639-8021
電気料金契約者の住所	東北電力コールセンター ☎ 0120-175-466
電話料金（固定電話）契約者の住所	N T T 東日本 ☎ 0120-019-000
銀行、クレジットカード、各種保険、携帯電話、 その他の契約に関する契約者の住所	それぞれご契約先の会社へお問い合わせください。

そ の 他

◆住居表示実施区域に新たに建物等を建てる方

住居表示を実施している山田地区の次の区域に新たに建物等を建てる場合は、住所を決定するため、新築の届出が必要です。

- ・北浜町、後楽町、中央町、八幡町、川向町、境田町、
及び長崎地区（一丁目～四丁目）

ご用意していただくもの

- ・建物等新築届
 - ・建築確認済証
 - ・建物の配置図（建物の所在と周辺の道路との位置及び寸法が分かるもの）
 - ・建物の平面図（玄関の位置と寸法が分かるもの）
- ※様式は町民課に備え付けてあります。

届出の提出先

- ・提出先： 山田町役場 町民課

※現地調査により住所を決定するため、建物の基礎ができ、玄関の位置が確認できる状況となりましたら、新築の届出をお願いします。

住居表示に関してご不明な点がございましたら、
下記までご連絡ください。

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町役場 町民課

電話 0193-82-3111 内線 121、124